

「自らの地域は自らが守る」

**自主防災組織を  
結成しよう！**



西郷村

## 自主防災組織とは

広域で大規模な災害が発生すると、行政機関（自治体、消防、警察、自衛隊）の救護活動には限界があり、「公助」に頼るばかりではいけないことを数多くの災害が教えています。

災害から命を守るためには、どうしても個人の努力「自助」や地域での助け合い「共助」が必要です。自主防災組織とは、地域住民が協力して「自分たちの地域を自分たちで守る」ために立ち上げる組織のことです。



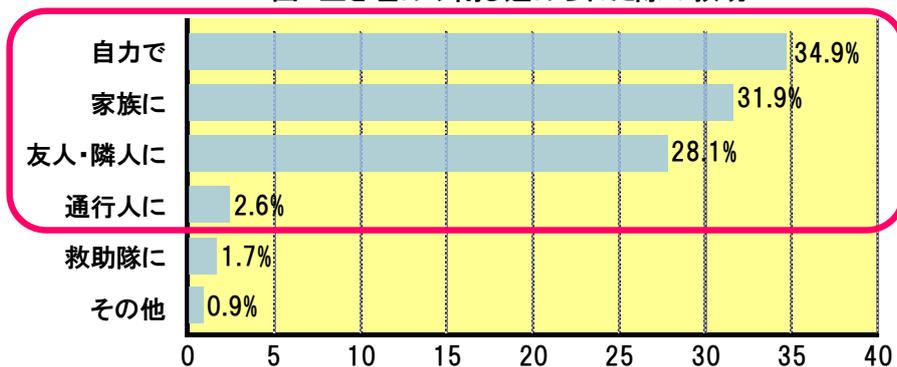
## 自主防災組織はなぜ必要なのか？

国、県及び市町村など行政が行う公助については、災害発生時にはおのずと限界があり、「自らの安全は自ら守る」という自助と、それと同じように、「自分の地域は自分たちで守る」という共助が重要になってきます。

阪神・淡路大震災において、瓦礫の下から救出された人のうち、自力または家族や近所の住民によって救出された割合が 90%を超えるという調査結果があることから、地域の連携による活動の重要性は大きいと言えます。

いざという時に備えて、地域の実情に応じた自主防災組織を結成しましょう。

図 生き埋めや閉じ込められた際の救助



(公社)日本火災学会:「兵庫県南部地震における火災に関する調査報告書」による

## 自主防災組織とその役割

自主防災組織は、地域の防災を確保する「共助の中核」であり、また、消防団と並ぶ「地域防災の要」でもあります。

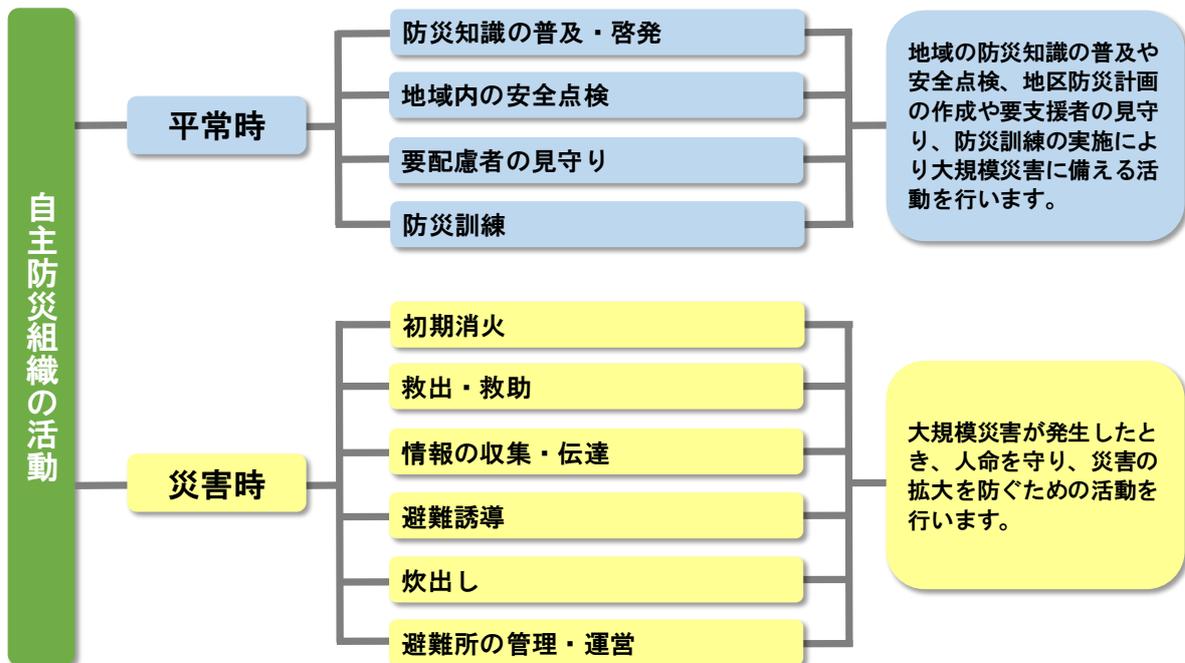
災害時はもちろん、日頃から地域住民が自主的に連帯して、防災活動を行います。

平常時は防災知識の普及や啓発、地域内の安全や防災設備の点検、防災訓練の実施など災害に対する「備え」を行います。

また、災害発生時には、情報を収集して住民に迅速に伝達、初期消火、被災者の救出救助、避難誘導、避難所の運営などに従事します。

特に大地震のような大規模な災害時には、交通網の寸断、通信手段の混乱、同時多発の火災などで、消防や警察なども、同時に全ての現場に向かうことはできません。

そのような事態に備え、地域住民が連携して地域の被害を最小限に抑えることが自主防災組織の役割です。



自主防災組織は  
**「地域防災の要」**  
 です！



## どうやって組織するの？

自主防災組織を結成するためには、大きく次の2つのケースのいずれかとなります。地域の実情に合わせてつくりましょう。

### ▶ 既存組織を活用する場合

- ・すでに組織されている行政区等の組織を、行政区長等をリーダーとし内容を充実させて自主防災組織とする。
- ・すでに組織されている行政区等の組織の下に、別に自主防災部門をつくり、その部門を自主防災組織とする。

### ▶ 組織づくりの手順

- ・行政区等の会議（役員会・総会など）で自主防災組織の必要性を議題にする。
- ・総会での自主防災組織結成案を討議し、可決する。
- ・自主防災組織を結成し、活動を開始する。

### ▶ 新たな組織として結成する場合

- ・常備消防OBや消防団OBの方などをリーダーとし、地域住民に働きかけながら、既存の組織とは別に、新たな組織を結成する。

### ▶ 組織づくりの手順

- ・災害や地域について勉強し、地域での防災活動の重要性を確認する。
- ・地域内で同じ考えを持つ人たちと話し合い、どのような防災活動をどのように進めていくか検討する。
- ・防災活動の必要性を多くの住民にアピールし、活動参加の輪を広げていく。

### ▶ その他、以下の点にポイントをおいた組織づくりを検討しましょう。

- **地域内でバランスよく対応できる班編成**  
（人口や世帯数、昼間地域にいる人員等を考慮し、災害の発生時間帯によって班の人員に偏りのない配置等）
- **地域内の専門家や経験者等、班員の活動に実効性をもたせる配置**  
（班の活動内容について専門家や経験者（例 消防職員・団員等の防災・危機管理業務の経験者、医師、看護師、大工、エンジニア等）の登用等）
- **地域内の事業所における自衛消防組織や従業員の位置付け**  
（地域内の事業所における自衛消防組織や従業員の配置を踏まえた編成、人員配置や応援協定等による補完体制の検討）
- **避難行動要支援者に対する取組み**  
（福祉活動に従事する方や団体との連携、専任の班の編成等）

## 班を編成しましょう

・自主防災組織の編成例は以下となります。組織のリーダーを中心に、消火班、情報班など構成員の役割を決めましょう。



### ▶ リーダーの役割と重要性

**「自主防災リーダーとは、自主防災組織の効果が効果的に実践されるために必要な調整や誘導などを行う、地域の自主防災活動の中心となる人です。」**

自主防災リーダーは、防災に関心を持ち、防災知識や技術を身につけ、住民と力をあわせて、平常時には、地域の安全点検や防災知識の普及・啓発、防災資機材の整備・点検、防災上問題のある箇所の把握・改善、要配慮者の把握・対応検討、防災訓練などを行うことが求められます。また、災害時には、地域住民の安全を確保し、被害を最小限に食い止めるために、自ら率先して行動するとともに、効果的な防災活動が展開されるよう、自主防災組織を指導することが求められます。

## 組織の「規約」を作成しましょう

・しっかりとした活動を行うためにも、組織の規約づくりから始めます。活動に参加する誰もが組織の活動方針や内容が分かりやすく浸透するよう明確に作成しましょう。規約には組織の目的、活動内容、役員を選出方法と任務、会計の方法などを記載します。

### 〇〇〇〇自主防災会規約(例)

(名称)

第1条 この会は、〇〇村自主防災会(以下「本会」という。)と称する。

(目的)

第2条 本会は、住民の隣保協同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震その他の災害(以下「地震等」という。)による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達するため、次の事業を行う。

- (1) 防災に関する地域の普及・啓発に関すること。
- (2) 地震等に対する災害予防に資するための地域の災害危険の把握に関すること。
- (3) 地区防災計画及び防災マップの作成に関すること。
- (4) 防災訓練の実施に関すること。
- (5) 地震等の発生時における情報の収集・伝達、避難、出火防止・消火活動、救出・救護、給食・給水、避難所運営等に関すること。
- (6) 避難行動要支援者の把握又は個別計画に作成に関すること。
- (7) 防災資機材等の整備に関すること。
- (8) 他組織との連携に関すること。
- (9) その他本会の目的を達成するために必要な事項

(会員)

第4条 本会は、〇〇地区に居住する世帯をもって構成する。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 会計 1名
- (4) 班長 若干名
- (5) 監査役 2名

2 役員は、会員の互選による。

3 役員は、任期は〇年とする。ただし、再任することができる。

(役員の仕事)

第6条 会長は、本会を代表し、会務を総括し、地震等の発生時における応急活動の指揮を行う。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を行う。また、各班活動の指揮監督を行う。

3 会計は、会の会計事務を行う。

4 班長は、副会長の指示を受け、会の事業計画の立案及び活動の推進に当たるとともに、班員を指示して平常時及び災害時の活動を実施する。

5 監査役は、会の会計を監査する。

(会議)

第7条 総会は、全会員をもって構成する。

2 総会は、毎年1回開催する。ただし、特に必要がある場合は臨時に開催することができる。

3 総会は、会長が招集する。

4 総会は、次の事項を審議する。

- (1) 規約の改正に関すること。
- (2) 地区防災計画の作成及び改正に関すること。
- (3) 事業計画に関すること。
- (4) 予算及び決算に関すること。
- (5) その他、総会が特に必要と認めたこと。

5 総会は、その付議事項の一部を幹事会に委任することができる。

(幹事会)

第8条 幹事会は、会長、副会長、会計及び班長によって構成する。

2 幹事会は、次の事項を審議し、実施する。

- (1) 総会に提出すべきこと。
- (2) 総会により委任されたこと。
- (3) その他幹事会が特に必要と認めたこと。

(地区防災計画)

第9条 本会は、地震等による被害の防災及び軽減を図るため、地区防災計画を作成する。

2 地区防災計画は、次の事項について定める。

- (1) 地震等の発生時における防災組織の編成及び任務分担に関すること。
- (2) 防災知識の普及に関すること。
- (3) 災害危険の把握に関すること。
- (4) 防災訓練の実施に関すること。
- (5) 地震等の発生時における情報の収集・伝達及び出火防止・初期消火、救出・救護、避難、給食・給水、避難行動要支援者対策、避難所の運営、防災資機材の整備及び他組織との連携に関すること。
- (6) その他必要な事項

(会費)

第10条 本会の会費は、総会の議決を経て別に定める。

(経費)

第11条 本会の運営に要する経費は、会費その他の収入をもってこれに充てる。

(会計年度)

第12条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

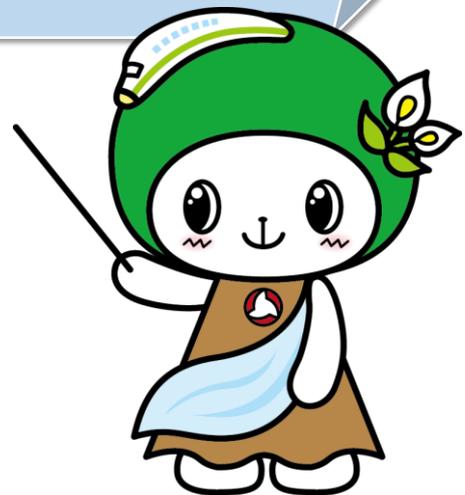
(会計監査)

第13条 会計監査は、毎年1回監査役が行う。ただし、必要がある場合は、臨時にこれを行うことができる。

2 監査役は、会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

附則

この規約は、〇年〇月〇日から施行する。



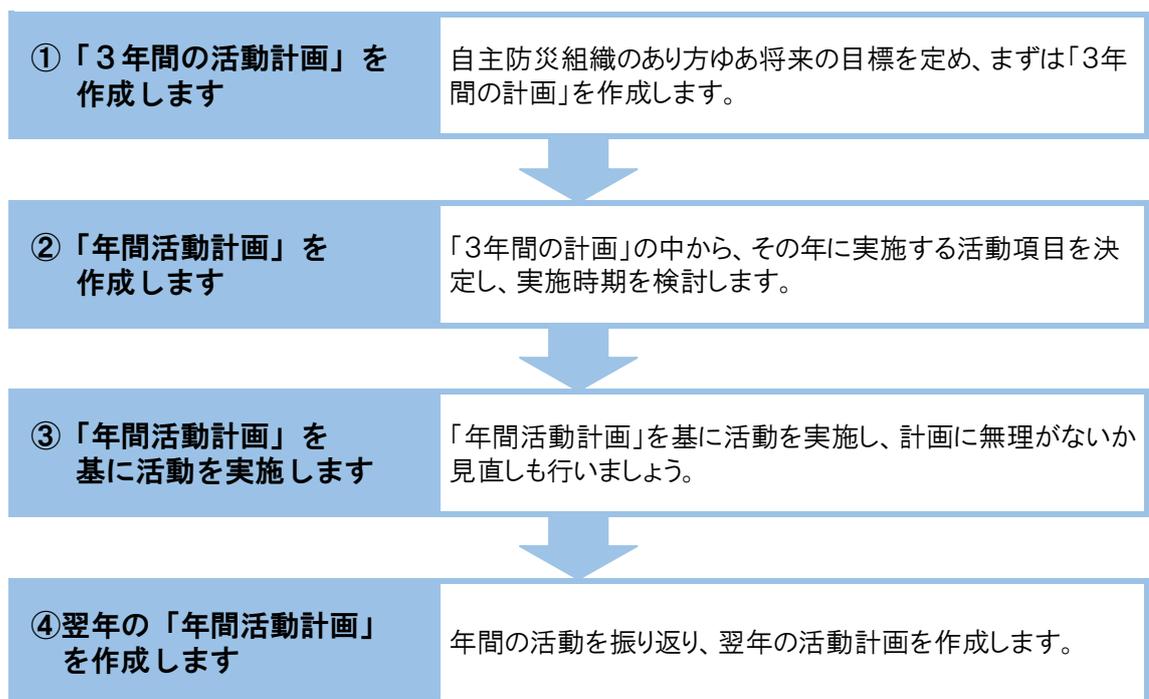
## 活動計画を作成しましょう

・自主防災組織における平常時の活動としては、災害時に効果的な活動ができるよう、訓練、備蓄等の必要な災害への備えを行うこと、そして、地域住民が防災に関する正しい知識を共有し、各家庭で災害に備え、自主防災組織の活動に積極的に参加をするよう促すことが重要です。

防災活動を自分たちの日常生活の中にどのように組み込めるかを念頭に置きながら活動を計画し、継続に取り組みましょう。

### ▶ 活動計画の作成

自主防災組織の活動を継続して実施するには、活動計画を立てることが大切です。まずは、「3年間の活動計画」と「年間活動計画」を作成してみましょう。



▶ 3年間の計画の作成例

| 活動項目         | 3年間の中で、いつ、取り組むのかを検討します |       |       |
|--------------|------------------------|-------|-------|
|              | 1年目                    | 2年目   | 3年目   |
| ①地区防災計画の作成   | →                      |       |       |
| ②防災マップの作成    |                        | →     |       |
| ③防災パンフレットの配布 |                        |       | →     |
| ④資機材の整備      | 保管場所や資機材の<br>選定・見積     | 資機材購入 |       |
| ⑤防災訓練の実施     |                        | 避難所開設 | 避難所運営 |
| ⑥防災研修会の開催    |                        |       |       |

※ここでは3年間としていますが、会の役員任期等に併せて計画することも有効です。

▶ 年間活動計画の作成例

| 活動項目        | 3年間の計画で記入した項目について、1年間のうち、どの時期に取り組むのかを検討します。 |    |    |    |    |    |     |     |     |    |    |    |
|-------------|---|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|
|             | 4月  | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
| ①年間活動計画の決定  | ●   |    |    |    |    |    |     |     |     |    |    |    |
| ②地区防災計画の作成  |   | →  | →  | →  | →  | →  | →   |     |     |    |    |    |
| ③資機材の整備     |   |    |    |    |    |    |     | →   | →   | →  |    |    |
| ④翌年の活動計画の作成 |   |    |    |    |    |    |     |     |     |    | →  | →  |

※地域行事の開催時期にも注意し、同時開催などの工夫も考えてみましょう。

## 活動の具体例

### ▶ 地区防災計画の策定

地区防災計画の策定にあたっては、日頃どのような対策を進め、災害時にどう活動するかを具体的に明記するほか、河川が氾濫しやすい、避難行動要支援者が多い等、地域の実情を踏まえたうえで、地区防災計画に反映することも重要である。また、村地域防災計画とは密接な関連があることから、村をはじめ消防機関と十分協議しておく必要がある。

地区防災計画に盛り込むべき項目としては一般的に次のようなものが考えられる。

| 分野             | 盛り込むべき項目        | 内容                                   |
|----------------|-----------------|--------------------------------------|
| 組織に関すること       | 自主防災組織の編成及び任務分担 | 組織編成と各班の果たす役割を明確にする。                 |
| 主に平常時の活動に関すること | 防災知識の普及・啓発      | 普及・啓発の事項、方法、実施時期等を定める。               |
|                | 災害危険箇所の把握       | 把握事項、方法等を定める。                        |
|                | 防災訓練            | 訓練の種別、訓練実施計画、訓練の時期及び回数等を定める。         |
|                | 防災資機材等の備蓄及び管理   | 調達計画、保管場所、管理の方法等について定める。             |
| 主に災害時の活動に関すること | 情報の収集・伝達        | 情報の収集・伝達及びその方法等について定める。              |
|                | 出火防止、初期消火       | 出火防止対策、初期消火対策等について定める。               |
|                | 救出・救護           | 救出・救護活動、消防機関・医療機関への連絡方法及び手段等について定める。 |
|                | 避難誘導            | 避難誘導の指示、方法及び避難路、避難場所、避難所等について定める。    |
|                | 給食・給水           | 食料や飲料水の確保、配給、炊き出しの方法等について定める。        |
|                | 避難所運営           | 避難所の管理・運営方法等について定める。                 |
| 他団体と協力して行う活動   | 避難行動要支援者対策      | 平常時、災害時の取組みについて定める。                  |
|                | 他組織との連携         | 他の自主的な防災活動を行う組織との連携について定める。          |

### ▶ 地域内危険箇所等の把握

地域内の災害危険箇所を把握し、災害の予防措置や、避難誘導の方法を検討しましょう。また、把握した結果を「防災マップ」としてまとめることで、地域の防災意識の向上につながり、住民の避難にも役立ちます。さらに、地域をよく知る世代の方が、子供たちに過去に起こった災害について教えたり、小学生や中学生が協力して実施したりすることにより、世代間でのコミュニケーションツールとしても活用できます。



### ▶ 防災訓練の実施

自主防災組織は、行政や地域の学校などと連携を図りながら、災害時に効果的に活動できるように、さまざまな想定のもと、消防や村の協力を得ながら訓練を実施する必要があります。継続して行うためにも、無理のない訓練を実施しましょう。

具体的な訓練メニューの例は以下となります。

| 訓練の概要     | ポイント   |
|-----------|--|
| 初期消火訓練    | 出火の防止の方法をはじめ、火災全般に関する基礎知識などを習得するために実施します。道具のある場所の確認のほか、消火道具を実際に使用することが非常に重要です。   |
| 避難・誘導訓練   | 避難経路や避難所の安全について参加者が確認するとともに、避難経路の確認や、地区内の避難状況の把握方法を確認するために実施します。   |
| 救出訓練      | 倒壊した家屋などからの救出を想定しての圧迫物の除去、負傷者などの搬送を想定して行います。なお、状況に応じ出来るだけ周囲の人の協力を求めるとともに、二次災害の防止にも配慮する必要があります。   |
| 救護訓練      | 応急手当の道具の確認や負傷者等への応急手当の方法、AEDの使用方法などの習得を訓練を通じて実施します。  |
| 情報収集・伝達訓練 | 安否の確認、被災状況の情報収集や伝達、生活関連情報の収集と周知などを行います。事前にどのような情報を収集し、誰にどのように伝達するかを整理しておく必要があります。  |
| 避難所運営訓練   | 避難所の開設場所の確認、避難所の円滑な開設、運営にかかるルールづくりや工夫・ノウハウの共有などを目標に実施します。  |
| 炊出し訓練     | 電気・ガス・水道が止まり、水の供給や食事の調達が困難なケースを想定し行います。あらかじめ井戸のある家などの水源、さらには地域にある食材などの確保を図るとともに、水の運搬器具や調理道具の所在を確認し、さらには大人数の食事を作るための、衛生面をはじめとするノウハウや工夫を習得することも重要です。 |

▶ 防災資機材等の整備

自主防災組織が災害時などに活動を行うためには、それぞれの役割に応じた必要な資機材等を備えておく必要があります。地域の実情や組織の構成等から、どのような資機材を備えるべきか、村、消防機関等に指導を受けて検討しましょう。

| 目的     | 防災資機材  |
|--------|--|
| 初期消火用  | 消火器、消火器ボックス、ヘルメット、小型動力ポンプ、ホース、管鎗、鳶、バケツ、など  |
| 救出救護用  | 担架、救急箱、救助用ロープ、チェーンソー、ハンマー、パール、スコップ、ジャッキ、ゴムボート、携帯用投光器、鋸、掛矢、軍手、ツルハシ、斧、ナタ、ペンチ、ブルーシート、ライフジャケット、梯子、AED、など |
| 避難誘導用  | メガホン、非常用ローソク、懐中電灯、誘導旗、腕章、車いす、誘導棒、など  |
| 給食・給水用 | 水（缶、ペットボトル）、アルファ米、乾パン、その他非常食、など  |
| 避難所運営用 | 簡易トイレ、簡易ベット、発電機、投光器、毛布、コードリール、テント、間仕切りテント、ろ水機、炊出用かまど、ガソリン携行缶、鍋・釜類、水タンク、給水袋、土のう袋、など                   |
| その他    | 防災備蓄倉庫（設置工事が伴うものの工事は対象外）、机、椅子、など   |



**▶避難行動要支援者等に対する対策**

災害発生時に避難行動要支援者の安否確認、避難支援等が確実にできるよう、あらかじめ要支援者の所在や実態を把握しておく必要があります。自主防災組織として組織された場合、村から避難行動要支援者名簿の情報提供を受けられます。この名簿情報を利用し、事前にどこに要支援者が住んでおり、どのような支援が必要か話し合い、迅速に支援ができるよう、検討しましょう。

**▶地域の環境をチェック！**

避難経路に放置自転車などの障害物がないかなど、要支援者の身になった地域の環境づくりを進めましょう。

**▶要支援者も参加できる学習会等を開催！**

要支援者自身も災害時に適切な避難行動が行えるよう、要支援者も参加できる学習会や防災訓練を実施しましょう。

**▶どう避難支援するか決めておきましょう！**

災害時に誰が避難を支援するか、連絡はどうとるかなど、要支援者ごとに具体的に決めておきましょう。

**▶普段から積極的なコミュニケーションを！**

災害時にスムーズな支援活動を行うためにも、普段から要支援者とのコミュニケーションを図りましょう。



## 組織を継続するために

### ▶ 自主防災役員の交代年には防災研修会などを開催

自主防災組織の役員は、毎年交代するケースが多く、ともすれば運営が停滞し組織を維持できなくなる可能性があります。組織を維持・発展させるためには、役員交代時に防災研修会等を開催し、組織の目的や意義、役割について、役員等に理解を求め、意思疎通を図っておくことが重要です。

### ▶ 人材と発掘と育成

数年間にわたり継続して、自主防災組織の維持・発展を担っていただく特定の人材を発掘・育成しましょう。

### ▶ 日頃の自主防災活動はできる範囲と規模で

自主防災活動が、他の活動を圧迫したり、役員に過度な負担を迫らせることがないように、無理をせず出来る範囲で、長続きする防災活動にしましょう。

### ▶ ご近所で防災の話題を

日頃、ご近所とのお付き合いの中で、防災についてもひとつの話題にしましょう。

例えば、「先日、防災講習会に参加したらこんなことを言っていましたよ！」「地震の時には、物が倒れてこない・物が落ちてこない・物が動いてこない所に避難しましょう」また、「洪水時の避難は、自宅の2階へ（縦）か、避難所へ（横）か、その時の状況判断が必要だ」など、口コミで広げることも効果的な防災活動です。



## 自主防災組織への補助制度について

・自主防災組織を結成し、活動を行っていくために、村から「西郷村自主防災組織活動育成事業補助金」の交付を受けられます。補助金の交付を受けるためには、村に必要書類の提出が必要となります。

補助金の対象事業及び補助額の概要については以下のとおりとなりますが、補助額については組織の規模により金額が異なります。詳しくは総務課消防防災係へお問い合わせください。

### ▶自主防災組織結成事業

#### 最大20万円補助（結成時に一度のみ）

（結成に係る費用、説明会や消耗品の購入、会場使用料など）

### ▶自主防災組織活動事業

#### 1組織 最大10万円補助

（地域防災計画の作成、防災マップの作成、啓発チラシの印刷など）

### ▶自主防災組織育成事業

#### 1組織 最大20万円補助

（防災訓練の実施や防災研修会の開催・受講など）

### ▶資機材等整備事業

#### 1組織 最大20万円補助（一度のみ）

（防災資機材等の購入）

### ▶資機材等更新事業

#### 1組織 最大10万円補助（資機材等購入より5年経過後）

（劣化した防災資機材等の更新）

## 補助金交付の流れ

・「西郷村自主防災組織活動育成事業補助金」を受け取るための事務手続きについては以下のとおりとなります。詳しくは総務課消防防災係へお問い合わせください。

- ①村（総務課消防防災係）へ補助金交付申請書の提出  
※添付書類 事業計画書、収支予算書、資機材購入見積書
- ↓
- ②村が申請書を確認し、補助金交付決定通知書を送付（申請後、概ね1週間程度）
- ↓
- ③申請者は、補助金交付決定通知書受領後、村へ交付請求書（概算払）を提出
- ↓
- ④申請者へ補助金の交付（請求書提出後、約1ヶ月以内）
- ↓
- ⑤組織の結成、活動、資機材等整備の実施
- ↓
- ⑥村へ実績報告書の提出（事業完了後から2ヶ月以内又は年度末までに提出）  
※添付書類 事業報告書、収支決算書、補助金交付決定通知書（写）、  
領収書（写） 資機材写真
- ↓
- ⑦組織結成時は、⑥の実績報告書とともに結成届、組織規約、組織図、組織員名簿も提出



その他自主防災組織について不明な点は、以下までお問い合わせください。

▶ 自主防災組織に関する問い合わせ先

西郷村総務課消防防災係

〒961-8051 西郷村大字熊倉字折口原 40 番地

電話 0248-25-1112 FAX0248-25-2689 E-mail : [soumu@vill.nishigo.lg.jp](mailto:soumu@vill.nishigo.lg.jp)

